

福島市議会会派及び代表者会に関する要綱（案）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、福島市議会基本条例（平成 26 年条例第〇号）第 13 条に規定する会派について必要な事項を定めるとともに、福島市議会会議規則（昭和 42 年議会規則第 1 号）第 159 条第 4 項の規定に基づき、同条例第 13 条第 6 項に規定する会派の代表者による会議（以下「代表者会」という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

（会派の結成）

第 2 条 議員が会派を結成したときは、会派の代表者（以下「代表者」という。）は、会派の名称及び所属議員の氏名を記載した会派届（様式第 1 号）を議長に対し提出しなければならない。

- 2 会派の所属議員は 2 人以上とする。
- 3 議員は、複数の会派に同時に所属することはできない。

（会派の異動）

第 3 条 前条第 1 項の規定による会派の届出事項に異動が生じたときは、代表者は会派異動届（様式第 2 号）を議長に対し提出しなければならない。

（会派の解散等）

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定により届出をした会派を解散するときは、代表者は会派解散届（様式第 3 号）を議長に対し提出しなければならない。

- 2 議会の解散があった場合は、解散の日をもって会派が解散されたものとする。
- 3 議員の任期が満了した場合は、満了の日をもって会派が解散されたものとする。

（組 織）

第 5 条 代表者会は議長、副議長及び代表者をもって組織する。

（会 議）

第 6 条 代表者会は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 3 議長及び副議長ともに事故あるときは、議会事務局長がその職務を行う。

（代理者の出席）

第 7 条 代表者に事故あるときは、当該会派に所属する議員の中から代理者を出席させることができる。

(協議事項等)

第8条 代表者会の協議事項等は、概ね次のとおりとする。

- (1) 会派に関する事。
- (2) 議員の身分に関する事。
- (3) 各種委員に関する事。
- (4) 慶弔に関する事。
- (5) その他必要と認めた事。

(公開)

第9条 代表者会は、原則として公開とする。

(傍聴)

第10条 代表者会の傍聴の取扱いは、福島市議会委員会傍聴規則（平成17年議会規則第1号）に準ずる。

(記録)

第11条 議長は、職員に、会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が代表者会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に結成された会派は、この要綱により結成された会派とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。